

しまねろうふく

2011.3
Vol.377



「浜田漁港とマリン大橋」

〈目次〉

- 私鉄中国地方労働組合石見交通支部……2
浜田分会の紹介
- 西部労福協第29回研究集会参加報告……3
- 2011年度労働者福祉に関する……4～5
事業への支援要請
- 全労済からのお知らせ……6
- 高校生のための消費者講座……7
- 勤労者のための福祉講座……8

特集

私鉄中国地方 労働組合石見交通支部 浜田分会の紹介



次回は 4月1日(金) 発行です

私鉄中国地方労働組合石見交通支部 浜田分会の紹介

浜田地区労働者福祉協議会 副会長 原 英二



石見交通浜田（営）

山陰の西部に拠点を置く私鉄石見交通支部は、大田・浜田・益田・観光の4分会で構成されています。今回は浜田分会の紹介をさせていただきます。

浜田分会は16路線・53系統のバス路線を組合員数41名、臨時・嘱託24名の総数65名で、「安全」を最優先に考え日々運行しています。2000年に定期路線バスと貸切バスに分社化され、現在路線バスのみとなっています。浜田市の国勢調査の結果でも判るように、前回5年前より、2.1%（1318人）の減となる人口減・少子高齢化で利用者数も減少し、ほとんどが赤字路線です。このままでは路線廃止に追い込まれるのではと、危惧していましたら、昨年、会社から全社で16路線の廃止が提案され、廃止が現実のものになりました。組合は一つでも多くの路線を存続させる為に、多方面の方にお願ひし、皆様のご支援、ご尽力をいただいたおかげで、8路線は存続することになりました。今後もまだ路線廃止は避けて通れない問題です。なんとかして路線を守るという大きな課題があります。住民の移動する権利を守る新交通基本法の早急

な制定を望み、活動して行きます。

最後に浜田市の紹介をさせていただきます。浜田市は平成17年の合併で1市3町1村（浜田・旭・金城・弥栄）が一つになった、海と山に囲まれた人口約6万人の町です。合併時に全国でも珍しい自治区制度を導入し、各自治区で特色のある町づくりを目指し、イベント等を多数企画されています。農林漁業が中心産業で、皆さん活気のある町にしようと頑張っておられます。

東部に比べ雪も少なく、住み良いまちです。美味しいものも沢山ありますが、特に脂ののった「のどぐろ」（魚）は最高です。一度、食べに来ちゃんさい。



浜田の玄関



三隅火力発電所



浜田医療センター

種々雑感
「しまねろうふく」投稿

島根県労働者福祉協議会 副会長
(日立金属労組安来支部 支部長)
永島 修司



この冬、積雪量が1月としては過去最高を更新し日本海側は記録的な大雪に襲われた。地元の中海圏域でも、年末年始の大雪は大規模な交通マヒや停電など各地でライフラインが寸断されるなど日常生活に大きな支障をきたした。雪害で被災された方々には心よりお見舞い申し上げたい。そんな中、この大雪がもたらしたものは悪いことばかりでなかったようだ。正月2日、身動きが取れないほどの80センチの積雪の中、200メートル先の幹線道路まで懸命に除雪する一人

の男性の姿を見て、周りから次々とスコップなどを手に人が集まり助け合いの輪が広がったという。この日が奥さんの出産予定日だったという男性はさぞかし嬉しかったことだろう。また、倒木の撤去作業に自然に人が集まったり、JR線や国道が完全にストップし列車や車内に閉じこめられた多くの人へ周辺住民が炊き出しなどで支援の手を差し伸べたこと等々…。普段あまりつき合いのない者同士であっても、いざとなればこうした助け合いがごく自然に広がっていく。人のつながりが希薄になったと云われているが、今回のドカ雪でこうした助け合いの大切さ「絆」を再認識するとともに、組合活動の原点も同じであることに思いを新たにしたい。でも、もう雪はたくさんだ…（苦笑）

西部労福協第29回研究集会参加報告



高知労福協
岡林会長



安藤 高知市副市長



高松 高知県商工労働部長



高知県立坂本龍馬記念館
森 健志郎 館長



広島県労福協
向井高志 副会長

西部労福協第29回研究集会が11月11日・12日の両日高知県高知市にて開催されました。研究集会には中四国の労福協関係者98名が参加し、主催者を代表して西部労福協の安田会長は研修会のテーマ「龍馬・新時代へのスピリッツ」にちなんで「坂本龍馬をはじめとする幕末の志士たちは命をかけて新しい日本づくりを行った。新時代を拓いた志士たちの精神と行動を単なるヒーロー物語に終わらせるのではなく、今を生きる私たちの糧として労福協の活動に邁進しましょう。」と挨拶をされました。また、開催県を代表して高知県労福協の岡林会長は「地域経済が疲弊していく中、高知県の経済・財政指標も全国ワースト3となっている。現代に龍馬のような人がいないことが、現代人の坂本龍馬へのあこがれに拍車をかけているのではないか。」と挨拶をされました。

また、来賓として、高知県商工労働部の高松部長、高知市の安藤副市長から、「雇用対策強化、特に若年・新卒者の雇用確保など「行政の取り組み」と労働者の立場からのアプローチとして「労福協の取り組み」をミックスしていくことが重要であり今集会を実りあるものとしていただきたい」と挨拶を受けました。

研究集会では、1日目は高知県立坂本龍馬記念館の森健志郎館長から基調講演をいただき、その後、広島県労福協の向井副会長から「第42次欧州労働者福祉視察」の報告を受けました。2日目は歴史探訪として、高知県立坂本龍馬記念館の視察を行いました。

出雲地区労働者福祉協議会 事務局 日高 純二

【1日目】 ◎基調講演 演題「龍馬伝の真実、いよいよ最終章へ“龍馬は生きている”」

講師 高知県立坂本龍馬記念館 館長 森健志郎 氏

今年、世間で最も話題となっている歴史上の人物は、なんといっても坂本龍馬ではないでしょうか。高知県立坂本龍馬記念館の森館長から龍馬の真の姿・人間像について講演をいただきました。

高知県立坂本龍馬記念館は平成3年のオープン以来、毎年平均14万人ほどの来客数で平成9年には15.9万人の来館数を記録しています。歴史上の人物の記念館としては全国一位の来館者数で、龍馬伝の放送以前から安定した数を維持しているとのことでした。龍馬人気は全国区であることがうかがえます。（しかし地元の人々の来館はあまり無いそうです）。そして、龍馬伝の放送前後からは爆発的に来館者数が増え平成21年は24.8万人の来館があり、今年は10月現在ですでに38.9万人を超えておりまだまだ当分の間「龍馬フィーバー」は続きそうであるとのことでした。また、他の記念館と圧倒的に違うのはリピーターが多いということで、人生の節目、結婚、就職、退職等々に来館される人が多く「龍馬さんに会いに来た、相談に来た」として記念館を訪れるそうです。

記念館の主な展示物は、龍馬が書いた手紙です。龍馬は全141通の手紙を残しており、うち50通が家族宛のもので、そのなかでも20通は姉の乙女に宛てられた手紙です。家族、とりわけ姉の乙女を慕っていたことがよくわかります。また、手紙の文面の一つ一つが現代にも通じる内容であり「人間の一生は合点のいかぬもの・・・」など現代と全く同じで共感を持てるものです。

龍馬の人生を大きく変えたのが、1853年のペリー来航と勝海舟との出会いです。勝海舟は論理を重んじる人柄で今で言う秀才タイプだったそうです。また物事をすすめる際の根幹は「公平」が重要であるとしています。龍馬は勉強嫌いでどちらかというと感性的な人間であったことは数々の史実や文献からよく知られています。ペリー来航や勝海舟との出会いの中で、1850年代のアメリカが自由と平等の国であること、そして下士として生まれ厳しい士族の身分階級の中で様々な矛盾・不満を見つめたとき「平等」こそが根幹であるとして、尊皇攘夷から大政奉還・開国に進んで行ったとのことでした。「公平」と「平等」は現代にも通じる人間社会の根幹的考え方であると思いました。

また、森館長は「勝海舟と龍馬のように「たった一日の出会いですべてが変わる」ことが人生において、何時あるかわからない。私心を捨て、いざとなれば命をかける、私利私欲のないことが重要である」と述べられました。これは現代の議員の方々によく聞いていただきたいことで、全体の奉仕者であることに今一度気づくことが重要と述べられました。

【2日目】

1991年11月に開館し、幕末に活躍した坂本龍馬をテーマにした「高知県立坂本龍馬記念館」の見学を行いました。記念館は、月の名所で知られる桂浜の近くにあり、屋上や2階奥のフロアからは太平洋を一望することができる建物でした。

常設展示では、龍馬が設立に係った海援隊約規や、龍馬が姉・坂本乙女に宛てた手紙などが展示されていました。

【全体を通じて】

今回の研究集会では、土地柄・時節柄（龍馬伝のクライマックス）もあり、様々な場面で龍馬についての話題・偉業に触れることができました。また、交流会では高知県民の心意気にも触れることができ、個人的にもたくさんの人たちとの繋がりも生まれました。

龍馬が幕末において大きな仕事を成し遂げられた要因は、様々な人の言うことを聞き、意見を吸収する柔軟な考えを持っていたこと。そして、多くの人が実現不可能だと思っていることでも成功させる行動力を持っていたこと。新しい時代の明確なビジョンを持っていたこと。そして最も重要なのは、優れた人脈を幅広く持っていたことであると森館長は述べられ、私も改めて感銘を受けました。

残念ながら現代には、龍馬のような人間はいません。しかし、龍馬のような人間がひとりいたからと言って日本は変わりません。幕末の志士たちが命を賭して活動したことをお手本に、一人ひとりが自分に出ることから取り組んで、その取り組みを広げて行くことが必要ではないかと感じました。そして、困ったり行き詰まったときには高知に行って龍馬に相談してみるのも良いかなと思いました。

○第42次欧州労働者福祉視察団報告

広島県労福協 副会長 向井高志 氏
(欧州労働者福祉視察団長)

9月5日～16日にかけて中央労福協の主催により実施された欧州視察について訪問団長の向井高志氏より報告を受けました。訪問先はスペイン、ドイツ、ポーランドの3カ国で合計13名の視察団が結成されました。

スペインでは、バスク協同組合に基づいて運営発展している世界最大の協同組合群「モンドラゴン」の協同組合理念・歴史・取り組みについて視察され、報告を受けました。モンドラゴンの歴史は、1956年に5名の若者が協同組合の始まりとなるウルゴール（現在のファゴール工業協同組合）を設立したことから始まるそうで、その使命としては、協同・エンパワメント（能力開発）・イノベーション（革新）・社会的責任となっているとのことでした。現在、モンドラゴンはバスク地方で最大、スペインで7番目に大きな事業グループで、5大陸にも製造部門の子会社を有しているそうです。

視察では、事業内容のほか、「労働関係処方の適用」、「組合員労働者と賃金労働者への労働法の適用」、「最低賃金の適用」などについても研究が行われたそうです。日本でも、早期に協同労働法制定が待たれるとします。

ドイツでは、環境首都として名高いフライブルグにおいて市全体で取り組んでいる環境政策について視察研修が行われた。1960年代から公共交通整備（市電ネットワークの拡充）、自動車進入禁止区域の設定、太陽光発電、ゴミ・廃棄物の分離収集など環境保全に取り組んでいる環境都市で日本の環境政策にも大きな影響を与えているそうです。エコロジーに配

慮した社会システムの実態について報告を受けました。印象に残ったのは、ドイツのサッカーリーグ「ブンデスリーガ」の試合の際の環境負荷を抑えた観客輸送についてで、サッカー観戦をする観客には公共交通機関を使用することが義務付けられているとのことでした。近年、地域活性化をにらんだプロスポーツチームの設立・招致が、中四国地域でも盛んになっているが、来場者の確保と観客輸送が大きな問題になっていることから、視察報告の例を参考にできるのではないかと思います。

ポーランドでは、首都ワルシャワで「ポーランドフードバンク連盟」と「フードバンクSOS」の視察が行われました。

EUのフードバンク（FB）は、PEAD（欧州貧困者食糧支援プログラム）から安定して食品を受け取っている点が特色で、EUに加盟する27カ国はCAP（欧州共通農業政策）の一環で市場介入を行っており、農作物が一定の価格以下にならないように加盟各国がCAPで定められた枠内で、米、砂糖、ミルク、穀物類などの一次産品を買い上げている。PEADはこうして買い上げられた農産物を貧困者への食糧援助として希望する加盟国に放出する仕組みであり、FBが扱う食料の70以上がPEADに依存しているそうです。連盟の役割は①主なメーカーと交渉し、食料を確保し加盟のFBへ割り振る。②食料品をもらい受けるだけではなくメーカーのために政府へ様々な提案を行う。ことにあるそうで、こうした活動により2009年1月より、食品製造企業の食品寄付にかかる「付加価値税21%（日本では消費税）」が免除されるようになったとのことでした。

2011年度(平成23年度)労働者福祉に関する事業への支援要請(平成22年11月17日)



11月9日、11時より県庁(副知事室)において、県知事への要望書を提出しました。
 要望書の提出にあたっては、県労協から大崎会長をはじめ6名が出席し、県より副知事をはじめ6名の皆様方に対応していただきました。
 要望書は県労協協幹事会で取りまとめました労働者福祉の向上に関する6項目の要請事項に整理し、2011年度予算編成及び、県政への反映を求める内容としています。
 県知事からの回答書は12月24日に受け取りました。

番号	要 求 事 項	回 答	課 名
1	労働者福祉運動の育成・強化について 全国の各都道府県において、労働者福祉に関わる諸問題はさまざまな形で指導と育成が行われています。県の厳しい財政状況は十分理解していますが、労働者の福祉環境の維持、改善を図るため、次の事項について要請致します。	(1)労働者の経済的な福祉向上のため、資金が果たしている役割は認識しており、補助金交付要綱に記し、予算の範囲内で補助を行う予定です。	雇用政策課
(1)	労働者福祉の充実について 労働者福祉運動を推進していくため、労働者への必要な知識及び情報提供を行うため広報と研修、セミナー及び調査事業、県下各地域での労働者福祉を充実させるため、助成支援を要請致します。	(2)「くらしサポートセンター島根」事業については労働者が抱える様々な問題に総合的に対応される相談窓口であり、労働者の福祉向上を図る観点から有意義な事業であると認識しており、予算の範囲内で支援したいと考えております。	雇用政策課
(2)	「くらしサポートセンター島根」事業について 2008年6月に労働者の「労働・生活」に関わる不安解消を図ることを目的に、各関係団体にご協力をいただき開設し、この間、県下の労働者をはじめ県民からの相談に対応しております。相談件数も増加傾向にあり、西部地区への事務所の開設やアドバイザーの増員も検討しているところであります。ついでに、「くらしサポートセンター島根」の更なる事業推進及び充実を図るため、助成支援を要請致します。 ※実 績 2009年度 労働相談 120件・生活相談 66件 2010年度 労働相談 100件・生活相談 75件 (2010年11月～9月末実績)	(3)従来からご意見を伺うと共に意見交換等も実施してきているところであり、今後もそのように努める考えです。	雇用政策課
(3)	情報交換と意見交換の場について これまで雇用政策課を窓口として、労働者福祉に関わる諸施策に対して、相互の情報交換と意見交換を行っています。今後も引き続き、県各部署との意見交換の場を設けていただきますよう要請致します。	(4)来年度予算編成においては、財政健全化のもと、大変厳しい状況にありますが労働者福祉の向上は重要であり、効果的な事業が実施できるよう予算確保に努めてまいりたいと考えております。	雇用政策課
(4)	2011年度(平成23年度)県補助金について 上記のことを踏まえ、2011年度の県補助金を以下のとおり要請致します。特段のご配慮をお願い致します。尚、2011年度の補助金対象事業の内容および種別につきましては、別紙のとおりであります。 ①2011年度 要請額 170万円 ②事業開始予定年月日 2011年4月1日 ③事業完了予定年月日 2012年3月31日	(1)生活保護制度は、社会保障の最後のセーフティネットであることから、各福祉事務所に対して、引き続き、生活保護の適正実施について指導を徹底していきます。	地域福祉課
2	格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化について		
(1)	生活保護制度の充実について 県民生活の安定、雇用環境の向上、国民の6人に1人が貧困(2007年度相対貧困率15.7%)という現実を直視し、中央労働部は「国に対する政策要求の中で、貧困の削減を掲げつつ、生活保護制度は「最後の」セーフティネットであり、国の責任において確実な財源確保を行う。このため、生活保護費の全額国庫負担も視野に見直しを図るとともに、当面、生活保護申請が集中している自治体への財政負担を軽減する仕組みを早急に創設」ことを要請しています。 また、生活保護の利用者が急増している中において、特に、その支援にあたるケースワーカーの人手不足や過重労働は深刻な問題となっており、現場では生活保護費の支給の遅れや補助の不足などの弊害が解消されていません。 ついでに、生活保護に際して、県の対応及び各市町村や福祉事務所に対し、引き続き、指導がなされるよう要請致します。 ①県内の各市町村別の生活保護申請者件数・生活保護受給者件数を公表し、県として貧困に関する公的な調査を行い、公表されるよう要請致します。	①県内の生活保護の状況については、統計情報を取りまとめた冊子の発行等、公表に努めておりますが、今後できる限りの公表に努めていきます。 平成21年10月20日に厚生労働省から発表された日本の貧困率については、国民基礎調査をもとに算出されていますが、各都道府県で調査した国民基礎調査のデータについては調査対象数が少なく、単独の県の数値を分析しても、その県の傾向を表したものではありません。 また、同様の調査を単独で実施することは、費用も時間もかかることから、いまのところ実施を考えていません。	地域福祉課 健康福祉課
	②生活保護基準(最低生活費)の切り下げに連動して、地方税の非課税基準、就学援助や国民健康保険料・介護保険料の減免基準など生活保護の水準の切り下げも危惧されており、県として国に対して、生活保護基準の切り下げ阻止に働きかけられるよう要請致します。	②憲法に基づき国が国民に保障する「健康で文化的な最低限度の生活」水準としての「ナショナルミニマム」について、国に設置された「ナショナルミニマム研究会」で検討が進められ、6月に中間報告が取りまとめられました。 この報告では、ナショナルミニマムは生活保護に限らず、社会保障や雇用政策の根幹となるべきものとして、最低生活費の水準設定の考え方や具体的な方法についてはさらに検討が必要とされており、県としても今後の検討に努めてまいりたいと考えています。 生活保護基準の見直しに当たっては、セーフティネットとしての本来の機能を果たしていくことが重要であるという観点から、必要に応じて国に対し意見を述べていきます。	地域福祉課
	③生活保護法の本来の趣旨に添って「受けられるべき生活保護」が受けられず、高金利の貸付(ヤミ金融)が増加する事態が生じないよう生活保護の申請権や受給権を侵害しない運用をなされるよう要請致します。	③生活保護を受けるべき方が受給できないようなことがあってはならないので、申請の意思があれば適正に対応するよう指導します。	地域福祉課
	④生活保護制度のインフラとして申請書を行政の各相談窓口を設置されるとともに、ホームページや広報誌などにより、市町村を通じて広く県民に周知され、総合的な相談や支援体制の強化を図られるよう要請致します。	④生活保護を受けるべき方が受給できないようなことがあってはならないので、申請の意思があれば適正に対応するよう指導します。	地域福祉課
	⑤自立支援プログラムにおいては、経済的自立(就労支援)のみでなく、日常生活の支援や社会生活の支援も重視されるよう要請致します。	⑤自立支援プログラムについては、今後も、被保護者の抱える多様な課題に対応できるよう策定を指導します。	地域福祉課
	⑥福祉現場の業務拡大や自立支援業務の高度化などをふまえ、ケースワーカー(福祉事務所職員)の増員、専門性の確保が図られるよう要請致します。	⑥ケースワーカーに不足が生じて事務処理に支障をきたしている場合は、適正人員を確保するよう指導します。また、専門性の向上のために、社会福祉主事資格取得や各種研修会への参加に努めるよう引き続き指導します。	地域福祉課
(2)	新たなセーフティネットの活用改善について 現行の生活保護制度は、昭和25年に制定された以来56年が経過し、少子高齢、人口減少社会の到来、家族の定着、就業形態の変化、ワーキングプアの広がりなど、戦後の日本の社会経済構造の大変革に十分対応できず、「保護する制度」から「再チャレンジする人に手を差し伸べる制度」へと法改正が検討され、2009年10月から雇用保険と生活保護との空白を埋めるため3年間の期間付きで「新たなセーフティネット」が実施されました。ついでに、新たなセーフティネットに際して、県の対応及び各市町村や関係団体に対し、指導がなされるよう要請致します。 ①実際に利用される制度にするため、十分な広報と周知を図られるよう要請致します。	①新たなセーフティネットについては、市町村や社会福祉協議会の窓口でリーフレット等を配置したり、広報誌に掲載したりして、周知を図っています。 また、全県と9つのハローワークの圏域ごとに関係機関からなる「生活福祉・就労支援協議会」を設置し、利用可能な制度の紹介や実施機関への誘導等相互協力を行っているところであり、年末に向けて各地域の協議会において取組強化期間を設定し、集中的な広報・周知に取り組んでいます。 今後も、関係機関と連携して十分な広報と周知を図ります。	地域福祉課
	②各市町村等の窓口では、相談者のニーズに即して、適切な選択と迅速な利用ができるよう要請致します。	②制度の相談・申請窓口である市町村、市町村社会福祉協議会、ハローワークの各関係機関は、日頃から連携を密にし、情報を共有しながら、対応しているところです。 また、県社会福祉協議会及び松江市など4市の社会福祉協議会では、申込者に対する相談支援や関係機関との連絡調整などを行う相談員を新たに配置し、相談体制を強化しています。 県としても、相談者の状況に応じた適切な選択や迅速な利用を図るよう、相談体制の充実を図ってまいります。	地域福祉課
	③この制度への誘導によって、生活保護の利用が不当に抑制されないよう要請致します。	③関係機関が相互に連携し、適切な利用誘導が実施されるよう努めています。今後も、より一層の連携を図るとともに、福祉事務所においては、この制度の活用が見込まれる者から生活保護の相談があった場合、貸付制度等の活用を奨励することのないよう指導します。	地域福祉課
	④反社会的勢力などによる制度の悪用に対しては、行政や警察等の専門機関の連携を図り迅速かつ厳格な対応策が講じられるよう要請致します。	④制度の利用申込みにあたり、反社会的勢力などが疑われる場合には、警察と連携し、情報提供を受けるなど、制度の不正な利用に警戒を怠らないよう取り組みます。	地域福祉課
	⑤「新たなセーフティネット」を恒久化するように、国へ働きかけられるよう要請致します。	⑤新たなセーフティネットの支援施策のなかには、緊急経済対策として期間が限定されているものもありますが、現も厳しい雇用情勢が継続しており、今後、雇用情勢の回復や支援施策の利用状況を見ながら、必要に応じて国に制度継続の働きかけを行ってまいります。	地域福祉課
(3)	失業者と自給について 全国における2010年6月の完全失業者数は337万人(昨年(2009年)は363万人)・完全失業率は5.1%(昨年は5.3%)。なかでも、若年者(15歳～24歳)は9.6%と際立っているとされています。島根県においても、未だ再就職できず、失業者も減少しているとは言えない状況です。また、病気に加え、失業・生活苦を起因とした自殺も減少傾向にはないと認識しています。 ついでに、失業者と自給に際して、次のことに対するご回答をいただきますよう要請致します。 ①これまで県に対して、「失業者等に対する総合的な相談をワンストップで行う施設の整備や就職安定資金融資などの雇用政策、再就職支援や生活、生活支援等」など、県労協として失業者対策を推進し、県でも積極的なさまざまな雇用政策等が講じられていると考えています。失業者に働きかけがつかない状況認識及び、若年失業者(ニート)を含めた若年者の就労支援に関する県の対応についてお伺い致します。また、この3年間の雇用対策で、どのような成果が表れていると認識されているのかをお伺い致します。	①本県においても、完全失業率は、平成21年は3.7パーセントで、平成19年に比べて1.3ポイント上昇しており、雇用情勢は依然として厳しいと認識しています。 県では、若年者の就労を支援するため、次のような取り組みを実施しています。 ・「ジョブカフェ島根」において、併設ハローワークと連携しながら、利用者ニーズに沿ったカウンセリングを行うとともに、企業ガイダンスや企業見学、インターンシップなどの実施により、若年者の県内企業への就職を支援しています。 ・「しまね若年者サポートステーション」において、若年失業者の職業的自立を支援するため、本人やその家族などに対し、カウンセリングや就職支援セミナーなどを個別・継続的に行っています。 ・国の緊急雇用創出事業を活用し、若年失業者の方を地域の民間企業で雇用してもらい、職場での実践研修や外部研修を組み合わせて、企業で働くために必要な知識・技術を習得してもらう事業を経済団体へ委託し実施しています。失業者の次の雇用までの短期間の就業機会を創出する「緊急雇用創出事業」では、平成22年10月末現在で、4,649人、地域における継続的な雇用創出を図る「ふるさと雇用再生特別基金事業」では、平成22年10月末現在で686人の雇用を創出しており、失業者の雇用の受け皿として一定の効果をもたらしているものと考えています。	雇用政策課

番号	要 求 事 項	回 答	課 名
	②県として、さまざまな自殺対策を講じられていると考えていますが、自殺に歯止めがかからない状況認識についてお問い合わせします。また、この3年間の自殺対策でどのような成果が表れていると認識されているのかをお伺い致します。	②自殺の要因には、健康問題のほか、経済・生活問題や家庭問題、勤務問題、男女問題、学校問題など様々なものがあり、多くの場合、複数の要因が連鎖することで心理的に追い込まれ、自殺に至っているということが分かります。警察庁のデータを基に内閣府がとりまとめた統計によると、本県では健康問題を主因とするものも数多く、次いで経済・生活問題、家庭問題という順になっています。 このような状況の中、本県では、平成20年度に「鳥根県自殺対策総合計画」を策定するとともに、関係機関・団体で構成する「鳥根県自殺総合対策連絡協議会」を立ち上げたほか、保健所を中心に設置している「自殺予防対策連絡協議会」を核として、各圏域ごとに、それぞれの実情を踏まえて自殺予防対策に取り組んでまいりました。 また、これまで自殺予防対策は県（保健所）中心に実施してきましたが、昨年度から住民に身近な市町村にも主体的に担ってもらおう働きかけをしています。 自殺予防対策の具体的な内容としては、ゲートキーパー（心の不調に気づき、その人に寄り添いながら話を聴き、必要に応じて相談機関等を紹介する人材）の育成、かかりつけ医に対するうつ対応力向上研修の実施、ハイスクスである自死遺族の集いの開催、関係機関相互の連携促進などを推進してきたほか、精神疾患（うつ病等）への偏見をなくすことや、周囲が寛容に気づき、孤立させないための対応のあり方などを内容とする意識啓発にも取り組まれました。 これらの取組は、それぞれの期票の目的を達成したと考えていますが、自殺の背景には様々な要因が複雑に絡み合っていることが多く、自殺者数の減少や自殺死亡率の低下という最終的な大きな目標の実現のためは、中長期的で幅広い視点に基づく地道な取組が必要であると考えています。	障がい福祉課
3 (1)	消費者政策の充実について 多重債務対策について 鳥根県においては、「鳥根県消費者金融等被害防止対策会議」が設置され、多重債務に苦しむ人の救済に向け、積極的に取り組まれていることに敬意を表します。引き続き、その対策会議の定期的な開催と機能強化を要請致します。また、県府協は、この対策会議の席上で次の提言を行ってまいりました。このことについて、県として積極的な対応がなされるよう要請致します。 ①多重債務の問題対策は、ただちに借金解決のためではありません。介護や医療費などの必要最低限の資金を工面するため、債務整理後の多重債務者は、借りたことがきききりや虐待による家庭崩壊、学校内でのいじめ、不登校、殺人、自殺などの悪影響を招く恐れがあります。県として、こうした低所得者や債務整理後の借りられない人に対する個人向けセーフティネット貸付について、県独自に基金等の整備について検討されるよう要請致します。 ②生活福祉資金貸付制度については、所得制限の緩和、手続きの簡素化など、窓口となる社会福祉協議会の体制面も含めて更に整備が図られるよう要請致します。 ③金融・経済・教育の強化に向けて、県内の高等学校、大学等におけるカリキュラムの標準化を検討し、官民が連携して具体化を図るよう要請致します。	(1)「鳥根県消費者金融等被害防止対策会議」については、今年度多重債務対策部会の構成員を拡充し、改正資金貸付法の完全施行に伴う多重債務対策と関係機関の連携について協議いたしました。今後も、緊急な課題等に連携して対応できるよう随時開催してまいります。 ①多重債務問題の深刻化等の状況を踏まえて、昨年10月、生活福祉資金貸付制度が大幅に改正され、債務整理のための弁護士費用や生活再建までの必要な生活費が資金種類に盛り込まれました。今後も、多重債務の予防や悪化を防止する観点から、生活福祉資金貸付制度の積極的な周知と活用を図っていきます。 ②生活福祉資金の相談体制を充実するため、本年度から県社会福祉協議会及び4市の社会福祉協議会に7名の相談員を配置しています。 今後も、貸付を円滑に実施できるよう相談体制の強化を進めていきます。 ③県内の高等学校では、教科「公民」・「家庭」において、経済社会や消費生活等の単元で、生徒全員が金融や経済について学習します。 また、「総合的な学習の時間」や卒業前の研修講座等を利用して金融教育を行っています。今後も民間からの協力を活用しながら、より一層の充実を図ります。 県立大学においては、「消費生活論」「民法」を開講し、自分の行動に責任が持てる消費者として消費生活のありべき姿をめざす授業や、多重債務の問題に触れながら詐欺、強迫、契約の解除などについて法的思考力が身につくような授業を行っています。また、全学生に配布している学生便宜では、学生ローン等を利用する場合に自己の支払能力を十分認識し必要最低限の利用にとどめ節度ある消費生活に努めるよう注意喚起しています。	環境生活総課
		②県においては、特約新聞販売所や保証人紹介ビジネスのトラブル等に関する相談件数が増加傾向にあるとされています。鳥根県においては、消費者センターを中心として「消費者被害」に迅速に対応するための手段として相談の増進など「積極的な相談体制」の強化が図られていると認識しております。更に、地方消費者行政を強化するため、次のことについて要請致します。また、「保証人紹介ビジネスのトラブル」について、その鳥根県内の実態と県の対応についてお問い合わせします。	地域福祉課
		③県においては、消費者金融等被害防止対策会議や高齢消費者被害防止対策会議など官民 関係団体により構成する組織を設置し、各団体との連携を図りながら消費者行政を推進しているところです。 この連携に基づいて、例えば、多重債務問題については弁護士会等と連携して相談会を実施するなど、成果を上げています。 消費者行政は、その範囲が極めて広いため、総合的な共同組織より、各課題に則した組織により対応するのが効率的、効果的と考えます。 今後とも、連携組織については、各種課題に応じて、必要な見直しを行いつつ、消費者行政の活性化に生かすよう努めます。	地域福祉課
		②県においては、研修の強化による相談員等のレベルアップを図るなど相談体制の充実や市町村の相談窓口の機能強化を働きかけているところであり、併せて、警察・情報提供による消費者問題の予防や事業者指導などを行い、消費者行政の充実にも努めます。	高校教育課
		③県は、国から地方消費者行政活性化交付金の交付を受け、基金を造成したところであり、当面は、この基金を有効に活用して消費者行政の活性化を図ることとしております。 また、国において、消費者庁設置後3年以内に消費生活センターの法制上の位置づけ並びにその適正な配置及び人員確保、消費生活相談員の待遇改善等のあり方について全般的な検討が行われることとされており、引き続き、これらの動向を見極めいくとともに、必要に応じて会議の場等で要請してまいります。	総務課
(2)	①消費者行政の土台である地方消費者行政・相談機能を強化することが必要であると考えます。県として、消費者行政を総合的に推進する機関（県、市町村、消費者、労働者福祉団体も参加する官民共同組織）を独自に設置されるよう要請致します。 ②消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の強化、行政処分の執行体制の強化など、消費者行政の充実と強化を図られるよう要請致します。 ③県として国に申し、地方消費者行政予算の大幅な拡充や、消費生活相談員の機嫌の強化、待遇改善と雇用安定が図られるよう働きかけること、また、このことに対応するため、県独自で予算の拡充などの施策を講じられるよう要請致します。	(2)県消費者センターに寄せられた「保証人紹介ビジネスのトラブル」に関する相談は、今年度は現在まで受けていませんが、平成21年度は、保証人紹介ビジネスの安全性に関する問い合わせが2件、更新料や解約に関する相談が2件の計4件ありました。 県は、こうした消費者からの相談に対しては、内容をしっかりと聞き、解決策の助言を行ったり、必要な場合は事業者との直接の交渉も行っています。 こうしたトラブルを未然に防止することが大切であり、適宜、市町村や関係団体を通じた情報提供や、ラジオ、新聞、広報誌などを使った啓発に努めます。	環境生活総課
(3)	食の安全・安心の確保について 「食品衛生監視指導計画」が毎年策定され、県のホームページ等での公表や「鳥根県食育・食の安全推進協議会」での意見交換など実施され一定の評価を受けています。しかし、多くの県民はこうした計画が策定され、食品衛生対策が進められていることを知らないというが実態だろうと考えます。多くの県民に対して、分かりやすく知らせる機会を増やすために、ホームページの内容につきましても、映像、グラフ、新旧年度計画比較など掲載内容の工夫によって見やすい状況を出来るだけつくって頂きたいと考えます。 また、多くの県民が学ぶ場や気軽に意見を表明できる場の設置が非常に重要だと考えます。県民とのリスクコミュニケーションの場や学習の場をさらに増やすことにより県全体の食品衛生環境を前進させて頂きますよう要請を致します。	③県は、国から地方消費者行政活性化交付金の交付を受け、基金を造成したところであり、当面は、この基金を有効に活用して消費者行政の活性化を図ることとしております。 また、国において、消費者庁設置後3年以内に消費生活センターの法制上の位置づけ並びにその適正な配置及び人員確保、消費生活相談員の待遇改善等のあり方について全般的な検討が行われることとされており、引き続き、これらの動向を見極めいくとともに、必要に応じて会議の場等で要請してまいります。	環境生活総課
4	医療政策の充実について 鳥根県においては、少子・高齢化の進展、医療ニーズの多様化など、医療を取り巻く環境は大きく変化し、離島・中山間地をはじめとする地域や診療科における医師不足及び、偏在や看護士をはじめとした医療スタッフ不足の解消は喫緊の課題となっております。 については、産婦人科をはじめ安心して子供を産み育てる医療機関の整備など、県民が安心して信頼のできる医療を地域で受けられるための施策が講じられるよう、引き続き要請致します。また、このことについては、県として国に働きかけられるよう強く要請致します。 最新の危機に直面している地域医療を守るため、医療財源の確保が図られるよう要請致します。	(3)毎年度策定する「鳥根県食品衛生監視指導計画」は、新聞広告や県のホームページなどにより公表しているところです。 公表にあたっては、その概要も作成し、当該年度に重点的に監視指導する項目やリスクコミュニケーションの施策に関する事項などを公表し、できるだけ県民の皆様にもわかりやすく説明しているところです。今後も、創設工事を進めながら、わかりやすく伝えたいと考えています。 また、県民とのリスクコミュニケーションや学習の場について、8月の食生活学習会を中心に食品衛生学習会とを開催しているところですが、できるだけ多くの機会にこうした場が設定されるよう、対応していきたいと考えています。	環境生活総課
(1)		(1)地域医療確保のために医療従事者の確保が喫緊の課題です。そのような観点から、国に対して、これまでも診療報酬の見直しと医療対策に対する財政支援の充実の要望を行っており、引き続き行っています。	医療政策課
(2)	昨年度、大田市立病院が外科医等、常勤医師の大幅な減少により救急指定が取り下げられるなど、県民生活に多大な影響が生じています。地域医療を担う医師・看護士の確保と養成のため、強力な支援体制が図られるよう要請致します。	(2)県として、医師、看護士をはじめとした医療従事者の確保・養成に関する対策を策定から行っています。さらに、地域医療再生計画に基づき、即効性のある対策を中心にその拡充を図ります。また、国に対しても、引き続き支援体制の充実の要望を行っていきます。	医療政策課
5	介護政策の充実について 高齢化率が最も高い鳥根県において、要介護人口が増加する中で福祉・介護現場に携わる労働者の離職率は、改正後未だ低賃金や過重労働が原因で極めて高い状況にあります。 県として引き続き、介護事業現場の実態調査を実施されるなど、要介護者が安心して介護が受けられる環境整備を推進されるとともに、介護労働者の労働環境や人材確保などの課題を考慮した「鳥根県ならではの完全介護現場を構築」する施策を講じられるよう、引き続き要請致します。	県の介護事業現場における離職状況については、鳥根県福祉人材センターが実施している「福祉人材の定着に関する調査」において、その実態を把握しているところです。 介護労働者の安定した人材確保を行うため、国では平成21年4月介護報酬の36プラス改定がされ、さらに、賃金改定につながる給付金交付制度が導入され、賃金改定と合わせて介護職員のキャリアアップのための取組が進められているところです。また、県においても緊急雇用創出事業を活用して介護雇用創出プログラム事業等の福祉人材確保・定着推進事業を実施し、早期離職防止や介護人材の安定確保を目指しているところです。 今後とも引き続き、介護の職場のイメージアップや、早期離職防止のために就職の前のマッチング事業、施設改善に向けた事業者へのセミナー等、介護労働者の労働環境改善や安定した人材確保に向けた事業を実施していきます。	高齢者福祉課
6	中小企業労働者の福祉の充実について 県内企業では、未だ労働条件をはじめ、福利厚生面で中大型企業と中小企業で働く労働者の格差が生じています。鳥根県で暮らす市民の多数は中小企業で働く人々とその家族であり、生活基盤の安定は格差の是正や地域社会の発展、経済活性化の視点からも重要な課題と考えます。今や3人に1人が非正規雇用という実態をふまえ、次のことについて、引き続き要請致します。 現在の東部・西部勤労者共済会については、引き続き自立と再生に向けて、広域化によるスケールメリットの発揮や、万一の時の生活保障など魅力あるサービス内容による。また、2010年以降の国庫補助廃止に代わる新たなスキームでの財政措置の検討を含め、県として引き続き、強力な指導と支援策の拡充が図られるよう要請致します。	(1)勤労者共済会に対する国庫補助制度は、勤労者共済会の自立化を目的とした見直しや行政改革の方針に基づき、国として終了を決定したところであり、鳥根県の場合は、(財)鳥根県東部勤労者共済会が平成21年度、(財)鳥根県西部勤労者共済会が平成22年度で終了とされました。 こうした状況に対応するため、各勤労者共済会においては、自立化に向けた経営改善に取り組んできたところであり、県としても各勤労者共済会が安定した経営ができるよう会員加入の促進を図るための事業普及及び商工団体への巡回訪問等の自立支援を行ってきたところです。 (財)東部勤労者共済会においては、今年度から平成20年度に策定した自立化計画を実施しつつ、国・市町村の補助に頼らない運営を開始しました。 (財)西部勤労者共済会においても来年度から国庫補助に頼らない運営を行うため、横濱市町等とも協議し、国庫補助廃止後も当面の間は市町補助を継続する方向で意を定めて、今後も自立化をすすめていくこととされました。各勤労者共済会が安定した運営を継続していくには、今後とも経営改善や自主財源確保のための会員加入の促進をすすめていく必要があります。 県としても各勤労者共済会への会員加入の促進を図るため、引き続き、事業普及及び商工団体への巡回訪問等を実施するほか、西部勤労者共済会へ緊急雇用創出事業を活用した会員加入推進員を配置し、安定した運営を継続できるよう支援を継続してまいります。	雇用政策課
(2)	中小企業経営者に対する財政財源制度の導入促進と融資制度の利用促進を図るため、県として引き続き、実効性のある周知・広報活動がなされるよう要請致します。	(2)鳥根県内「企業支援イノベーション」など事業を紹介し、制度の普及に努めています。 勤労者共済会形成促進制度については独立行政法人雇用・能力開発機構において運営されていますが、県でもホームページなどで事業を紹介し、制度の普及に努めています。今後ともホームページ等を活用し、制度の普及に努めています。	中小企業課
(3)	中小企業退職金制度の普及拡大に向けての加入促進について、県として引き続き、更なる指導がなされるよう要請致します。	(3)中小企業退職金共済制度については独立行政法人勤労者退職金共済会機構において運営されていますが、県でもホームページ「企業支援イノベーション」などで事業を紹介し、制度の普及に努めています。また、中退共済普及推進員と連携し、加入促進に努めています。今後ともこのような取組により制度の普及に努めています。	雇用政策課

雪害・風水害・台風・地震時の生活再建を支えるために。

今回の豪雪、備えは万全でしたか？

— 自然災害共済に加入しましょう。 —

年末年始に襲った豪雪

年末年始に山陰両県を襲った豪雪には、誰もがびっくりされたことでしょう。元日の松江市の積雪は56センチ、水分を含んだ重たい雪でした。これは、1971年豪雪以来観測史上5番目の記録だそうです。

全労済では、年始のあいさつもそこそこに加入者の被害受付を開始し、1月6日には対策本部を立ち上げ、連日の現場調査となりました。被害の受付件数は、478件（2月25日現在）となっています。

あつてはならない自然災害ですが、「冬には雪害被害」「梅雨期には水害被害」「夏から秋に台風被害」「地震は年中」と容赦なくやってきます。備えは万全ですか。今一度、災害がおきる前に「自然災害共済に加入しているか。」点検しましょう！

自然災害共済「大型タイプ」 ポイントはここ!!

①風水雪害などのとき

最高4,200万円を保障!!

最高保障額が従来の「標準タイプ」より1,200万円大きくなりました

②地震などのとき

最高1,800万円を保障!!

最高保障額が従来の「標準タイプ」より600万円大きくなりました。

③付属建物等

特別共済金を新設!!

1事故、1世帯あたり最高3万円をお支払い。

建物口数が20口以上で風水害・地震などにより一定の損害額を超えたときはお支払いします。

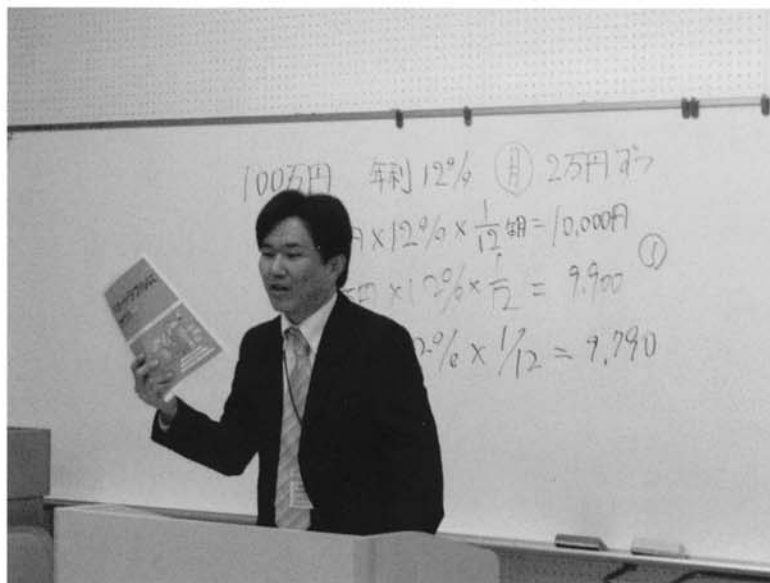


●自然災害共済1口あたりの掛金

掛金	年払	月払
木造	130円	11円
鉄筋	75円	6.5円

『2010年度高校生のための消費者講座』開催

12月16日から3月1日まで県内15校で



県労福協主催で、労金職員が講師となって実施する『高校生のための消費者講座』が県内各地の高校で実施されました。

6年目を迎えるこの講座には15校から申し込みがあり、事前に研修を受けた労金職員が講師として対応し、多重債務や悪質商法などのトラブル事例や防止の心構えなどを紹介し、賢い消費者となるよう訴えました。

講義を受けた延べ1,309人の生徒たちは、身近な携帯電話のトラブルやカードの仕組みなどに興味を持って聞き入っていました。

講師養成研修を開催 島根・鳥取の労金職員を対象に



中国労働金庫山陰両県の支店から18名の職員が参加し、1月15日(土)、労働会館において「消費者講座講師養成研修」を開催しました。

この研修では例年は島根県消費者センターに講師派遣を要請していましたが、今年度は中国労働金

庫営業推進部多久和 壮職員が講師を務めました。参加者は、パワーポイントを活用した講座の実践やプレゼンテーションの技法、悪質商法の事例などを研修し、アンケートには、実践につながる研修であったとの感想が寄せられています。

2010年度開催校

県立松江工業高校定時制・県立隠岐水産高校・県立浜田高校今市分校
県立横田高校・県立出雲商業高校・県立平田高校・県立大東高校
県立出雲高校定時制・市立松江女子高校・県立三刀屋高校掛合分校
県立飯南高校・県立益田翔陽高校・私立出雲北陵高校・県立吉賀高校
県立矢上高校 (申込順)



勤労者のための福祉講座

和・洋食事のマナーとお酒のマナー講座

知っているようで知らない和食・洋食のマナーやお酒のマナー。

ナイフとフォークの正しい使い方、正式な会席で器は持って食べる?持たないで食べる?...

など、大体分かっているけど細かいことになると迷ってしまいます。また、お酒の注ぎ方や受け方は、若いビジネスマンやOL必見です。

ぜひ、この機会に正しいマナーをマスターして、突然の正式な会に招かれた時に困らないようにしましょう。



講師 池上 由美 (コムプロデュース)

2005年山陰初のフィニッシングスクールを開設。
ビジネスマナー、コミュニケーション、カラーコーディネート、スタイリング、話し方などを指導する。

4月30日(土) 午前10:00~午前11:30
場所: 労働会館 (松江市御手船場町557-7) 203号会議室
お申し込み: 島根県労福協 HP より予約できます
<http://shimane.rofuku.net/>
募集締め切り: 4月22日

受講料: 無料

定員: 20名

お問合せ

(財) 島根県中央労働福祉センター (労働会館)

TEL 0852-23-3302 FAX 0852-23-3303

労福協とは...



労福協シンボルマーク



労働者福祉協議会の略称。この協議会は労働者福祉活動を総合的に推進し、構成団体間における福祉活動の連絡調整を図るとともに、関係事業団体の育成と強化、並びに労働者福祉全般について啓発、教育、宣伝活動を行い、労働者福祉の推進を図ることを目的に活動する任意団体です。